


水分や塩分を補給して、  
**熱中症**に気を  
つけましょう



発行・町田市 編集・政策経営部広報課  
〒194-8520 東京都町田市中町1-20-23  
市役所の代表電話042・722・3111  
発行日・毎月3回1の日(1日、11日、21日)  
ホームページ <http://www.city.machida.tokyo.jp/>



## 今号の紙面から

2～3面

保険特集  
保険税(料)の納税(入)  
通知書をお送りします

4面

中学2年生の職場体験

5面

電気自動車の共同利用  
会員を追加募集します



市の都市計画分野の総合的・体系的なまちづくりの方針である「都市計画マスタープラン」を、策定以後初めて改定しました。

今回の改定では計画全体を「全体構想編」「地域別構想編」「実施方針編」の3編構成とし、見直し時期を分ける

## 改定しました 町田市都市計画 マスタープラン 全体構想編・実施方針編



改定に当たり、多くの皆さんにご協力をいただき、ありがとうございます。町田市計画マスタープランは、市政情報やまごころ販売しています(1800円、分冊販売はしません。「地域別構想編」は改定前の内容です)。また、町田市ホームページでもご覧いただけます。

ことで、法改正や各種施策の実施に迅速に対応できる体制を整えました。この6月には「全体構想編」と「実施方針編」を改定しました。

## これからの地域の姿を 考えてみませんか?

「全体構想編」「実施方針編」の改定に続いて、「地域別構想編」の改定を始めます。

市では、「地域別構想編」改定に当たり、地域の声を反映した、きめ細かい地域別のまちづくり構想をつくるため、地域の皆さんによるまち歩きや話し合いを行います。ぜひご参加下さい。

○対象 町田市のまちづくりに興味があり熱意を持って参画いただける18歳以上の方

○活動期間 8月頃～2012年3月頃、土または日曜日に概ね6～7回(8月7日に参加者を対象とした事前説明会有り)

○定員 100人程度(抽選、各地域10人程度)

○申し込み まちづくり検討会参加申込と書き、住所・氏名(ふりがな)・電話番号・年齢・性別・プロフィール(参加・加入している街づくり団体名や町内会・自治会名、在籍する学校名・学部名、これまでの経歴等)・取り組みたい地域(右上図参照、複数回答可)・応募動機を明記し、ハガキ、FAXまたはEメールで7月6日まで(必着)に

町田市計画課(〒194-0002 1、中町1-4-2、FAX 709・0000、E-mail: machida.tokyo.jp)へ。

町田市計画課 ☎709・0056

## 市内の放射線量測定に関するお知らせ

東京都が6月15日から都内100か所で大気中の放射線量の測定を実施しています。町田市内については次の4か所が測定地点です。

- 市内の測定地点 町田第六小学校、図師小学校、鶴川第一小学校、三輪小学校

※測定結果は6月22日午後2時以降に東京都ホームページ、町田市ホームページ、本紙次号以降で公表します。

町田健康企画課 ☎722・0621、環境保全課 ☎724・2711

## 下水処理場の測定結果

下水処理場では脱 waters 汚泥等

### 空間放射線量測定結果(速報値)

施設名	平均値
成瀬クリーンセンター	0.09
鶴見川クリーンセンター	0.08

単位はμSv/h、測定日6月10日、数値は各施設の敷地境界付近5か所の平均値です。


## 町田市介護人材開発センター 設立記念シンポジウム 開催

6月6日に開所した町田市介護人材開発センターでは、介護に携わる人材の地域での発掘や育成、また、地域内の協働体制を構築するため、設立記念シンポジウムを開催します。

○会場 町田市民フォーラム 3階ホール  
○内容 基調講演:「福祉の仕事にビジョンを持つために」(株)エイデル研究所 部長・小林雄二郎氏、シンポジウム:町田市介護人材開発センター長、福祉機関関係者、学識経験者、行政関係者のパネルディスカッション  
町田健康企画課 ☎724・0488 FAX 724・1190

### 期間限定特別販売

## 町田の美味しい名産品を市役所本庁舎で販売します



毎回盛況の“町田市名産品”期間限定特別販売を市役所本庁舎で行います。販売するのは、名産品に認定されている菓子類や食料品、工芸品等18事業所の36品目です。今回は販売しなかった夏期限定のお菓子も出品されます。市内の各店舗で販売されている名産品が勢ぞろいするこの機会に、町田市の美味しい名産品をご堪能下さい。名産品の詳しい情報は、町田市ホームページ(トップページ→観光→食べる・買う)からもご覧いただけます。

### 販売予定の町田の名産品

種類	商品名	事業所名	種類	商品名	事業所名
和菓子	はすの実最中、町田涼菓蓮池や	蛸八(本町田)	米菓	まちだ おかき	丸治屋せんべい店(森野)
	本露甘なっとう、はすの実甘納豆	つま甘納豆本舗(鶴岡)		食肉製品	炭火焼の焼豚
	七国山、鞍掛の松、禅寺丸の里	菓匠 華月(成瀬)	成瀬ギョーザ(腸詰)		ホームデリカTACHICHI(成瀬が丘)
	薬師池、薬師池銘菓選、桃の便り	まちだ庵 若葉堂(中町)	まちだソーセージ、匠ソーセージ、至福のピクルス		手造りハム・ソーセージ 独逸屋(成瀬台)
	まちださくら巡り	和すい一つりゅう庵(木曾東)	食料品		竹豆腐
	天満最中	中野屋(原町田)		調味料	こしみそ(米みそ)、匠(米みそ)、海風(米みそ)
洋菓子	玉川名物 カラメルボンム	グランガトー(玉川学園)	酒		河内屋忠兵衛 国産丸大豆醤油、河内屋忠兵衛 ほん酢の涙、河内屋忠兵衛 忠兵衛のつゆ
	かとうさんのぶりん カスタード、かとうさんのぶりん ジャージー	カトウファーム(相原町)		禅寺丸柿ワイン、純米酒 尾根桜、大賀はすの焼酎 太古のめざめ	町田酒販協同組合(旭町)
	けやきロール、とうふかすてら、メープルみるくチーズ	キャラメリーゼ(小川)	工芸品	苺糸織コースター	町田市大賀藕絲館(下小山町)
	蓮Ren~ハスの実ケーキ	町田市大賀藕絲館(下小山町)		売上の一部を東日本大震災の義援金として寄付します。また、会場には義援金箱を設置します。	

医療費の増加などに伴い税率等を改定し、併せて所得の低い世帯への軽減割合を新設及び拡充しました。また、地方税制改正による課税限度額の改定も行いました。詳細は下表をご覧ください。  
国保財政の厳しい現状に、ご理解とご協力をお願いいたします。

### 7年ぶりに、税率等を改定しました

## 国民健康保険税

問 保険年金課 保険加入係  
☎724・2124  
FAX 724・1182

2011年度 税額(率)表 表内カッコは2010年度分

区分	医療分①	後期高齢者支援金分②	介護分③ ※40～64歳の方
所得割額④ 加入者個々の前年所得に対して右欄の税率をかけて算定します。	4.08% (3.73%)	1.38% (1.27%)	1.17% (1.05%)
均等割額⑤ 加入者1人について	年19,700円 (17,400円)	年6,800円 (6,000円)	年8,400円 (7,500円)
平等割額⑥ 1世帯について	年9,000円 (据え置き)	年3,000円 (据え置き)	年3,000円 (据え置き)
課税限度額 世帯単位で計算した④・⑤・⑥欄の合計額が右欄の額を超えた場合、年税額はそれぞれ右欄の金額になります。	年51万円 (50万円)	年14万円 (13万円)	年12万円 (10万円)

**所得に係る軽減割合の新設及び拡充**  
賦課期日現在、世帯主と加入者及び特定同一世帯所属者（後期高齢者に移行してから5年以内の旧国保加入者）の所得の合計額が下記のとおり判明している世帯に対しては、それぞれの軽減率で減額を行います。

- ◆33万円以下  
……均等割額・平等割額軽減率=10分の7（2010年度は10分の6）
  - ◆33万円+24万5千円×（加入者と特定同一世帯所属者〔いずれも世帯主を除く〕の数）の額以下  
……均等割額・平等割額軽減率=10分の5（2010年度は10分の4）
  - ◆33万円+35万円×（加入者と特定同一世帯所属者の数）の額以下  
……均等割額・平等割額軽減率=10分の2（新設）
- ※1946年1月1日以前に生まれた方で、公的年金等の受給者の方は、公的年金所得から15万円を限度に控除があります。

**【保険税の算定方法】**  
市の保険税は地方税法をもとに算定（賦課）されています。国民健康保険税は、次の3つの区分からなっています。  
加入者の医療費に充てられる①医療分②後期高齢者支援金分のほか、40歳～64歳の方には③介護分を加え、すべての合計が月割りで課税されます（上表参照）。

**【非自発的失業者の方は保険税が軽減されます】**  
雇用保険の特定受給資格者（例：倒産・解雇などによる離職）または雇用保険の特定理由離職者（例：雇止めなどによる離職）であって受給資格がある方です。  
軽減額前年の給与所得をその3割とみなして課税  
軽減期間離職日の翌日の属する月から翌年度末までの期間  
※雇用保険の失業給付を受ける期間とは異なります。  
○**手続きに必要なもの**  
①国民健康保険証  
②雇用保険受給資格者証（離職理由の番号11、12、21、22、23、31、32、33、34の記載のあるもの）  
③印鑑

**【保険税の減免】**  
次のいずれかに該当して生活が著しく困窮し、保険税を納付することが困難と認められる場合は減免の申請ができます。  
○災害により甚大な被害を受けた  
○病気、負傷などにより所得が一定以下に減少し、就労復帰の見込みがない  
○非自発的失業者や休廃業により所得が一定以下に減少した  
（非自発的失業者の保険税軽減に該当される場合を除く）  
※減免の詳しい基準については保険加入係にご相談下さい。

なお、ジェネリック医薬品が製造されていない薬や、取り扱っていない調剤薬局もありませんので、医師、薬剤師にご相談下さい。  
問 保険給付係 ☎724・2130、高齢者医療係 ☎724・2144

# 保険特集

## 保険税(料)の納税(入)通知書をお送りします

### 国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料

**納税(入)通知書発送日・送付先**

種類	発送日	送付先
国民健康保険税	7月7日	世帯主※
後期高齢者医療保険料	7月15日	本人
介護保険料	7月1日	本人

※世帯主が国民健康保険に加入していない場合でも、同じ世帯の中に加入者がいれば世帯主宛に通知書をお送りします。

## 保険税(料)の納め方

保険税(料)のお支払い方法には、特別徴収と普通徴収があります。実際の納付方法については、納税(入)通知書をご確認ください。

**特別徴収** ⇒ 介護保険料と後期高齢者医療保険料、または国民健康保険税が**年金天引き**となります。

後期高齢者医療保険料と国民健康保険税については口座振替に変更することができます。詳細は、保険年金課納付係へお問い合わせ下さい。  
※介護保険料は、普通徴収に変更することはできません。

**普通徴収** ⇒ 特別徴収の対象とならない方は、**口座振替または納付書**で直接納めることとなります。

★**口座振替が便利です!**  
口座振替にすると納め忘れの心配がなく、一度手続きをすれば翌年度以降からの分も自動的に引き落としになるので便利です。  
ご注意 国民健康保険で口座振替にしていた方でも、後期高齢者医療制度に移行する方は改めて口座振替の申し込みが必要になります。

★**コンビニエンスストアでもお支払いができます。**  
ご注意 バーコード印字のない納付書は使用できません。

問 国民健康保険税、後期高齢者医療保険料については 保険年金課納付係 ☎724・2125  
介護保険料については 介護保険課保険料係 ☎721・3110 FAX 721・0913

## 納期のご案内

**《特別徴収》**

4月、6月、8月 … 仮徴収

2011年2月と同額または前年度の賦課状況を基に暫定的に天引きします。

10月、12月、2月 … 本徴収

7月の決定に基づいて年間保険税(料)額からすでに年金天引きされた金額を差し引いて天引きします。  
※介護保険料では、仮徴収額と本徴収額に差がある場合、8月から調整しています。  
※6月または8月から特別徴収開始になる方もいます。

**《普通徴収》**

7月、8月、9月、10月、11月、12月、1月、2月

※口座振替の登録をしている方は納付期限日に引き落としとなります。  
※9月までは普通徴収、10月からは特別徴収に切り替わる方もいます。納税(入)通知書でご確認ください。

**東日本大震災で被災された方へ**

詳細については各担当へご相談下さい。  
○6月末までは、健康保険の被保険者証がなくても医療が受けられます。  
問 保険年金課（保険加入係） ☎724・2124、保険給付係 ☎724・2130、高齢者医療係 ☎724・2144

ジェネリック医薬品とは、低価格で安全性や効き目は新薬と同等と認められている後発医薬品のことです。安全性も品質もほぼ同じで、薬代が平均で3割から5割節約できます。

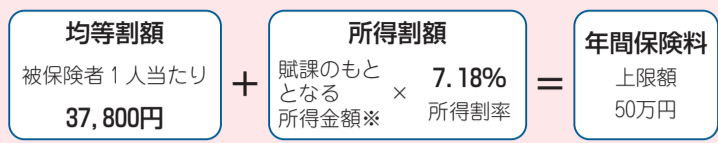
市では、毎年増加傾向にある医療費の適正化を図り、ジェネリック医薬品の普及促進のため、「ジェネリック医薬品希望カード」(以下カード)を配布します。カードを医療機関で提示することで、ジェネリック医薬品を希望する意思があることが簡単に伝わりますのでご利用下さい。

カードは、7月に発送する国民健康保険納税通知書、後期高齢者医療保険料納入通知書に1枚同封します。また、保険年金課や各市民センターでも配布しています。

なお、ジェネリック医薬品が製造されていない薬や、取り扱いのない調剤薬局もありますので、医師、薬剤師にご相談下さい。

問 保険給付係 ☎724・2130、高齢者医療係 ☎724・2144

図1 年間保険料の算出(100円未満切り捨て)



※賦課のもととなる所得金額とは、旧ただし書き所得のことで、前年の総所得及び山林所得金額並びに株式・長期(短期)譲渡所得金額等の合計額の合計から基礎控除額33万円を控除した額です(ただし、雑損失の繰越控除額は控除しません)。

保険料は、均等割額と所得割額の合計額で、年間の限度額が50万円に設定されています。保険証は一人に1枚、交付されます。保険料も個人ごとに納めていただきます。

【保険料の算出方法】

表1 均等割額の軽減

所得金額の合計が下記の基準を超えない世帯	軽減割合
1 基礎控除額(33万円)以下	8.5割
2 8.5割軽減を受ける世帯のうち、後期高齢者医療制度の被保険者全員が、年金収入80万円以下(その他の所得がない)	9割
3 基礎控除額(33万円) + (24.5万円×世帯主を除く被保険者数)	5割
4 基礎控除額(33万円) + (35万円×被保険者数)	2割

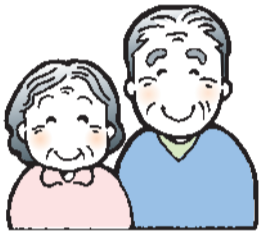
※65歳以上で公的年金等控除を受けた方は、年金所得からさらに高齢者特別控除15万円を差し引いた金額で判断します。

○所得割額の軽減  
厚生年金の一般的な収入2倍程度の方には、所得割額の軽減が受けられます。所得の低い方は、世帯の世帯主及び被保険者の所得に応じて保険料の均等割額が軽減されます(表1)。

表2 所得割額の軽減

賦課のもととなる所得金額(年金収入のみの場合)	軽減割合
1 15万円(年金収入168万円)まで	全額
2 20万円(年金収入173万円)まで	75%
3 58万円(年金収入211万円)まで	50%

○均等割額の軽減  
均等割額は、被保険者1人当たり3万7800円、所得割額は賦課のもととなる所得金額×7.18%と定められています(図1)。



後期高齢者医療保険料は、2年ごとに見直します。来年度は見直しの年となります。

【保険料の減免】

災害、失業、世帯主の死亡や長期入院などの理由により保険料を納付することが困難な場合には、保険料の徴収を猶予したり、減免する制度がありますのでご相談下さい。

【国からの交付金による保険料の軽減】  
介護保険料は加入している医療保険の保険料(税)に合算し、賦課されています。保険料額や計算方法は加入している健康保険組合等にお問い合わせ下さい。

【40歳から64歳の方の保険料】  
介護保険料は加入している医療保険の保険料(税)に合算し、賦課されています。保険料額や計算方法は加入している健康保険組合等にお問い合わせ下さい。

所得区分別保険料額

市民税の課税状況	要件		段階	年額保険料	
	世帯	本人			
非課税世帯※1	生活保護受給者		第1段階	21,300円	
	本人非課税	老齢福祉年金受給者	80万円以下	第2段階	23,700円
			80万円超	第3段階	33,100円
			80万円以下	特4段階	33,100円
課税世帯※2	本人課税	合計所得金額※3	80万円超	第4段階(基準)	47,400円
			125万円未満	第5段階	49,700円
			125万円以上200万円未満	第6段階	54,500円
			200万円以上300万円未満	第7段階	59,200円
			300万円以上500万円未満	第8段階	71,100円
			500万円以上	第9段階	94,800円

※1 非課税世帯…住民票上同一の世帯に市区町村民税の課税者がひとりもない世帯。  
※2 課税世帯…住民票上同一の世帯に市区町村民税の課税者がひとりでもいる世帯。  
※3 合計所得金額…純損失または雑損失等の繰越控除前の総所得金額、土地等の分離譲渡所得金額(特別控除前)、山林所得等の合計をいいます。

年金請求の手続き・相談

対象者	申請先
老齢基礎年金 国民年金第1号被保険者期間のみで受給権のある方 国民年金第3号被保険者期間、または厚生年金等に加入していた期間があり、受給権のある方	町田市保険年金課国民年金係 八王子年金事務所・町田年金相談センター
障害基礎年金 国民年金第1号加入中、または20歳前に初診日があり、現在障害基礎年金の1、2級相当の障がい状態にある方 国民年金第3号加入中に初診日があり、現在障害基礎年金の1、2級相当の障がい状態にある方	町田市保険年金課国民年金係 八王子年金事務所・町田年金相談センター
遺族基礎年金 国民年金加入中、または老齢基礎年金受給権のある方、もしくは老齢基礎年金受給中の方が亡くなった場合、子のある妻か子(子が18歳未満)	町田市保険年金課国民年金係
寡婦年金 第1号被保険者として25年以上保険料を納めた夫が何の年金も受けずに亡くなった場合、婚姻期間が10年以上ある妻が保険料を3年以上納めた人が何の年金も受けずに亡くなった場合、その方と生活を共にしていた遺族	町田市保険年金課国民年金係
死亡一時金	町田市保険年金課国民年金係

※各年金の受給要件等について、詳しくは申請先にお問い合わせ下さい。  
※年金を受給するためには、本人からの請求が必要です。

【納入通知書は保管を】  
介護保険料の納入通知書(決定通知書)は、シルバーパスを購入する際の確認書類として使用することができます。再発行はできませんので大切に保管して下さい。

各納付方法による割引金額(2011年度)

納付方法	支払額	割引額
納付書毎月払 口座振替毎月払 クレジットカード毎月払	15,020円	-
口座振替毎月早割払	14,970円	50円
納付書半年前納払 クレジットカード半年前納払	89,390円	730円
口座振替半年前納払	89,100円	1,020円

【保険料の見直し】  
介護保険料は、3年ごとに見直します。来年度は、事業計画に基づいて保険料を見直す年となります。

【保険料の減免】  
次のような理由で介護保険料を納めることが困難な場合にはご相談下さい。  
○災害により住宅等に著しい損害を受けた  
○世帯の生計を主として維持する者が失業等により、収入が著しく減少した  
○生活が著しく困窮しているなど(介護保険料段階が第1〜3段階で、収入が生活保護基準以下等、各種要件をすべて満たしていることが必要です)

【保険料の軽減】  
○均等割額の軽減  
所得の低い方は、世帯の世帯主及び被保険者の所得に応じて保険料の均等割額が軽減されます(表1)。

【保険料の減免】  
災害、失業、世帯主の死亡や長期入院などの理由により保険料を納付することが困難な場合には、保険料の徴収を猶予したり、減免する制度がありますのでご相談下さい。

【40歳から64歳の方の保険料】  
介護保険料は加入している医療保険の保険料(税)に合算し、賦課されています。保険料額や計算方法は加入している健康保険組合等にお問い合わせ下さい。

【国からの交付金による保険料の軽減】  
介護保険料は加入している医療保険の保険料(税)に合算し、賦課されています。保険料額や計算方法は加入している健康保険組合等にお問い合わせ下さい。

【納入通知書は保管を】  
介護保険料の納入通知書(決定通知書)は、シルバーパスを購入する際の確認書類として使用することができます。再発行はできませんので大切に保管して下さい。

【保険料の見直し】  
介護保険料は、3年ごとに見直します。来年度は、事業計画に基づいて保険料を見直す年となります。

【保険料の減免】  
次のような理由で介護保険料を納めることが困難な場合にはご相談下さい。  
○災害により住宅等に著しい損害を受けた  
○世帯の生計を主として維持する者が失業等により、収入が著しく減少した  
○生活が著しく困窮しているなど(介護保険料段階が第1〜3段階で、収入が生活保護基準以下等、各種要件をすべて満たしていることが必要です)

【お支払いが困難な場合は】  
保険料のお支払いが困難な場合は、保険料の免除・納付猶予制度や学生納付特例制度があります。詳細はお問い合わせ下さい。お支払いに関する詳細は、八王子年金事務所 ☎042-626-3511へお問い合わせ下さい。

**後期高齢者医療保険料**  
問 保険年金課高齢者医療係  
☎724・2144  
FAX724・3079

**介護保険**  
問 介護保険課保険料係  
☎721・3110  
FAX721・0913

**国民年金**  
問 保険年金課国民年金係  
☎724・2127  
FAX724・1183



2009年度、介護に従事する方の処遇改善のために介護報酬が3%増額されました。これによる介護保険料の上昇を抑えるため、国から臨時特例交付金が交付されました。

2011年度の保険料額は定額で、1か月1万5020円です。納付書を使って、最寄りの銀行・郵便局等の金融機関・コンビニエンスストアでお支払い下さい。市役所・市民センターや、年金事務所ではお支払いできません。納付書を紛失した場合は、年金事務所まで再発行しますのでご連絡下さい。

【お支払いが困難な場合は】  
保険料のお支払いが困難な場合は、保険料の免除・納付猶予制度や学生納付特例制度があります。詳細はお問い合わせ下さい。お支払いに関する詳細は、八王子年金事務所 ☎042-626-3511へお問い合わせ下さい。

【納入通知書は保管を】  
介護保険料の納入通知書(決定通知書)は、シルバーパスを購入する際の確認書類として使用することができます。再発行はできませんので大切に保管して下さい。

【保険料の見直し】  
介護保険料は、3年ごとに見直します。来年度は、事業計画に基づいて保険料を見直す年となります。

健康案内

健康づくり

お知らせ

募集

ご案内

職場体験

受け入れ事業所募集

高齢者支援センターの催し

認知症サポーター養成講座

7月の母子健康案内 お気軽にご相談下さい
健康課 ☎725・5422 FAX725・5198
事業名 会場 開催日 時間 対象 内容

公開している会議 傍聴のご案内
会議名 日時 会場 定員 申し込み

家庭的保育者の一覧
家庭的保育者名 所在地(町名)

町田市民ホール事業
町田市民ホール ☎728・4300
休館日 1・3・5日曜日、祝日の翌日

桂歌丸 落語界の伝説
9月24日(土) 午後2時開演
4500円(全席指定)

町田市民ホール事業
町田市民ホール ☎728・4300
休館日 1・3・5日曜日、祝日の翌日

LEGEND CONCERT part1
10月7日(金) 午後6時30分開演
3500円(全席指定)

家具転倒防止器具等の支給及び取付支援
事業の申請受付は終了しました

ご案内
A Xで、ひかり療育園(☎794・0730)

ご案内
保育園に入れなかった方を対象とした家庭的保育制度

ご案内
既に入付した分の器具の支給は、申込多数のため、概ね1か月半〜2か月半程度かかる見込みです。

町田市民文学館
町田市民文学館
「和紙を染めて作る暑中見舞い」

町田市民文学館
町田市民文学館
「和紙を染めて作る暑中見舞い」

町田市民文学館
町田市民文学館
「和紙を染めて作る暑中見舞い」

ご案内
「障がいのある方の地域生活を支える成年後見制度」

ご案内
「版画と鏡の異次元空間誕生」

ご案内
「おひさまおひさま隊に共生」

ご案内
「おひさまおひさま隊に共生」

ひなた村プログラムサービス
9月分申し込みのお知らせ

ひなた村プログラムサービス
9月分申し込みのお知らせ

ひなた村プログラムサービス
9月分申し込みのお知らせ

電気自動車を共同利用しませんか
～会員を追加募集します～
環境総務課 ☎797・9611 FAX797・5374

ご案内
「おひさまおひさま隊に共生」

ご案内
「おひさまおひさま隊に共生」

ご案内
「おひさまおひさま隊に共生」

ご案内
「おひさまおひさま隊に共生」

ご案内
「おひさまおひさま隊に共生」

ご案内
「おひさまおひさま隊に共生」

ご案内
「おひさまおひさま隊に共生」

ご案内
「おひさまおひさま隊に共生」

ご案内
「おひさまおひさま隊に共生」

ご案内
「おひさまおひさま隊に共生」

ご案内
「おひさまおひさま隊に共生」

ご案内
「おひさまおひさま隊に共生」

ご案内
「おひさまおひさま隊に共生」





催し

紙芝居上演会

紙芝居・大人の時間

保育希望者以外は直接会場へおいで下さい。

7月1日(金) 午前10時30分〜11時30分

場町市民文学館大会議室

講町田かみしばいサークルふわわわ座

※保育希望者(1歳以上の未就学児、申し込み順に6人)

は、6月21日午前9時から電話で同館(☎7339・3420)へ。

ばら作品展



「野津田公園ばら撮影会」の作品が中心です。

会期 6月29日(水)〜7月10日(日)

場町田市フォトサロン2階展示室

問同サロン ☎736・828

6月23日〜29日は男女共同参画週間

チャンスを分かち、未来を拓こう

今年度の男女共同参画週間のテーマは、「ポジティブ・アクション」の推進です。

※ポジティブ・アクションII 社会のさまざまな活動に参画する機会の格差を改善するた

1 FAX 736・0868、文化振興課 ☎724・2184

外国人のための無料相談会

日常生活相談です。英語、中国語、韓国・朝鮮語、スペイン語、ドイツ語、フランス語の翻訳があります。

7月3日(日) 午後2時〜4時

場町田国際交流センター

申電話、FAXまたはEメールで同センター(☎722・4260 FAX 722・5330

info@machida-kokusai.jp)へ。

まちだ市民大学HATSUまちだdeエコ・ツアー公開講座

受講生募集

「私たちの出した水のゆくえを知るツアー」

対市内在住、在勤、在学の方

7月9日(土) 午前9時30分〜正午

場鶴見川クリーンセンター

下水道処理のレクチャー後、実際に生活排水がきれいになって放流されるまでの過程を見学

定25人(申し込み順)

申電話でまちだ市民大学(☎729・1195)へ。

め、必要な範囲で、女性に積極的に機会を提供する取り組み

男女平等推進センター ☎723・2908 FAX 723・2946

問男女平等推進センター ☎723・2908 FAX 723・2946

所定の申込用紙は、広報課(市役所本庁舎4階)で配布しています。掲載を希望する方は、必ず一度説明を受けたうえで申し込み下さい。

この欄に掲載された場合は、町田市ホームページにも掲載されますのでご了承下さい。

※活動内容の確認やトラブルの解決は、当事者間でお願いします(市は関与していません)。また、各開催施設へのお問い合わせはご遠慮下さい。

※市民サークルに関する情報は施設案内予約システム (http://www.pf489.com/machida/または各施設の利用端末等) からご覧になれます。

【市民の広場とは】

町田市民の皆さんの交流や、仲間づくりをお手伝いするコーナーです。催しを紹介する「おいで下さい」と、会員募集を掲載する「仲間に」の2つのコーナーがあります。

【掲載できる活動/できない活動】


代表者・連絡先が市内在住者で、市内の公共施設等を利用して行う活動、もしくは野外で行うハイキング・自然観察会など/講師が自ら生徒を募集して行う活動、営利を目的とする活動、政治・宗教活動・法人等の活動、バザー・フリーマーケットなど物品販売を主とする活動、個人宅・宗教施設・ホテル等を会場とする活動、参加費・月会費が上限(3000円程度)を超える活動等は掲載できません。



おいで下さい

Table with 6 columns: 催し物 (Event), 日時 (Date/Time), 会場 (Venue), 費用 (Fee), 連絡先 (Contact), 備考(対象等) (Remarks/Target Audience). It lists various community events such as dance parties, yoga, and workshops.

# 市民カレンダー

救急病院・救急当番医は  
受診の前に必ずお電話を 

☆国際版画美術館市民展示室（～26日 船水洋 遺作展 ㊟ 邊田達美 ☎044・541・5322）

☐高齢者福祉センター送迎バス「長寿号」  
“薬師台・木倉・緑山線” “藤の台・木曾線”

6/21 火

○法律相談（市民相談室 前週の金曜日に電話で予約）  
○国税相談（所得税・相続税など国税全般について）（毎月第3火曜日1時30分～4時 市民相談室 電話予約制、次回分まで受け付け＝☎724・2102）

救急車を呼んだ方がいいか、病院に行った方がいいか迷ったら…

**東京消防庁 救急相談センター #7119** （携帯電話・PHS プッシュ通話の場合）

24時間年中無休 その他の電話からや市外局番 [044] の地域にお住まいの方は

救急相談・医療機関案内 ☎042・521・2323へ

★救急当番医（内科系 午後7時～翌朝8時）  
町田慶泉病院 （小川1546-2 ☎795・1668）

☐移動図書館車「そよかぜ号」  
10時10分：市立博物館前  
10時20分：東玉川学園1丁目児童公園、上小山田町はなみずき公園  
1時50分：成瀬台公園  
2時：柄沢公園  
3時10分：朝日公園、南つくし野やなぎ公園、矢部八幡

 **飲酒運転は絶対にやめましょう!**

☆市民ホールギャラリー（～27日 相模の蝶を語る会 写真展～季節を彩る神奈川の蝶たち ㊟ 相模の蝶を語る会 ☎0466・81・3741）

☆町田市フォトサロン1階展示室（～27日 「第2回写彩町田写真展」 写彩町田 ㊟ 町田市フォトサロン ☎736・8281 FAX736・0868）

☐高齢者福祉センター送迎バス「長寿号」  
“玉川学園・本町田線” “バスセンター・境川公社住宅線”

22 水

○法律相談（市民相談室 前週の金曜日に電話で予約）  
○交通事故相談（交通事故に関する様々な問題について）（1時30分～4時 市民相談室 電話予約制＝☎724・2102）

**法律相談は電話予約制です**

金曜日の午前8時30分から  
次週分（先着40人）の予約を受け付けます。

**市民相談室 ☎724・2102**

★救急当番医（内科系 午後7時～翌朝8時）  
町田市民病院 （旭町2-15-41 ☎722・2230）

☐移動図書館車「そよかぜ号」  
10時10分：三輪中央公園  
10時30分：福音会  
1時50分：山王塚公園  
2時：能ヶ谷にじの丘公園  
2時10分：武蔵岡住宅  
3時：金井森の丘公園  
3時10分：鶴川台丘の里公園  
3時20分：大戸小学校前

☆市民ホールギャラリー（～26日 紙遊会 はり絵展 ㊟ 紙遊会 ☎726・3655）

○京王競輪ナイター開催（～25日 ㊟ 東京都十一市競輪事業組合 ☎042・489・1311）

☐高齢者福祉センター送迎バス「長寿号」  
“高ヶ坂・成瀬線” “市役所・森野線”

23 木

○法律相談（市民相談室 前週の金曜日に電話で予約）  
○行政手続相談（相続、許認可申請など暮らしに必要な書類作成について）（1時30分～4時 市民相談室 電話予約制＝☎724・2102）

○母性保健・母乳育児相談（10時～正午、1時～3時 健康福祉会館 助産師による相談 来所相談・乳房マッサージ要予約 電話相談も受け付け＝☎725・5419）

★救急当番医（内科系 午後7時～翌朝8時）  
南町田病院 （鶴間1008-1 ☎799・6161）

☐移動図書館車「そよかぜ号」  
2時：鶴間三角公園、淡島公園、常盤団地  
3時20分：鶴間公園、都営山崎町アパート公園、小山中央小学校前

★町田市障がい者歯科応急診療所＝健康福祉会館内（午前9時～午後5時 受け付けは4時30分まで、完全予約制＝☎725・2225）

☐高齢者福祉センター送迎バス「長寿号」  
“図師・桜台線” “バスセンター・境川公社住宅線”

24 金

○法律相談（市民相談室 前週の金曜日に電話で予約）  
○人権の上相談（人権侵害などの問題について）（1時30分～4時 市民相談室 電話予約制＝☎724・2102）

○心配ごと相談（10時～正午、1時～3時 電話相談のみ受け付け＝☎729・5070 ㊟ 町田市社会福祉協議会 ☎722・4898）

**町田市医師会準夜急患こどもクリニック**

毎日実施しています

**☎710・0927**

※受診する場合は必ず電話でご連絡下さい  
午後6時から電話をお受けしています  
受付時間＝午後6時（午後7時から診療）～午後9時30分  
☎健康課 ☎725・5471

★救急当番医（内科系 午後7時～翌朝8時）  
あけぼの病院 （中町1-11-11 ☎728・1111）

☐移動図書館車「そよかぜ号」  
10時20分：薬師台青空公園、藤の台住宅管理組合前  
10時30分：小山ヶ丘一丁目  
2時：小山田桜台  
2時10分：忠生公園内駐車場  
3時10分：都営八幡平アパート  
3時20分：木曾学童保育クラブ前、シーアイハイツ町田

救急当番医などのお問い合わせ

**医師会テレホンサービス ☎739・0660**

医師会ホームページ  
<http://www.machida.tokyo.med.or.jp>

☐高齢者福祉センター送迎バス「長寿号」  
“中町・本町田線” “藤の台・木曾線”

25 土

○法律相談（市民相談室 前週の金曜日に電話で予約）  
○少年相談（子どもの非行・いじめなどについて）（9時～4時 市民相談室 事前18王子少年センターへ電話で予約＝☎042・642・1677）

○不動産相談（不動産取引全般について）（1時30分～4時 市民相談室 電話予約制＝☎724・2102）

★救急当番医（内科系 午後1時～翌朝8時）  
町田病院 （木曾東4-21-43 ☎789・0502）

☐高齢者福祉センター送迎バス「長寿号」  
“図師・桜台線” “バスセンター・境川公社住宅線”

26 日

★当番医（午前9時～午後5時）  
▷かどわき腎泌尿器・内科クリニック㊟㊤ （つくし野4-9-8 ☎799・2202）  
▷原町田診療所㊟㊤ （原町田4-17-11 ☎722・6665）  
▷南大谷クリニック㊟ （南大谷82 ☎724・9932）  
▷はやし内科クリニック㊟ （真光寺2-37-11 ☎736・5501）  
▷多摩境きむらクリニック㊟㊤ （小山ヶ丘5-2-6 ☎774・1700）

★救急病院（午前9時～翌朝9時）  
▷内科系 町田病院 （木曾東4-21-43 ☎789・0502）  
▷外科系 町田慶泉病院 （小川1546-2 ☎795・1668）  
多摩丘陵病院 （下小山田町1491 ☎797・1511）

★休日耳鼻咽喉科急患診療（午前9時～午後5時）  
あいの耳鼻咽喉科医院 （木曾町499-15 ☎725・1108）

★町田市歯科医師会休日歯科応急診療所＝健康福祉会館内（午前9時～午後5時 受け付けは4時30分まで＝☎725・2225）

二次救急医療（入院を必要とする救急医療）に毎日24時間対応します。※受診する場合は必ず電話でご連絡下さい。

【内科系・外科系】  
・町田市民病院 ☎722・2230  
・多摩丘陵病院 ☎797・1511  
・町田慶泉病院 ☎795・1668  
・南町田病院 ☎799・6161

【内科系のみ】  
・町田病院 ☎789・0502

【外科系のみ】  
・おか脳神経外科 ☎798・7337

※電話番号をお間違えのないようご注意ください。  
おかけになる前にもう一度確認を!

☆国際版画美術館市民展示室（～7月3日 第21回日象東京南支部展 日象東京南支部 ㊟ 佐藤 ☎722・4754）

☐高齢者福祉センター送迎バス「長寿号」  
“玉川学園・本町田線” “市役所・森野線”

28 火

○法律相談（市民相談室 前週の金曜日に電話で予約）  
○少年相談（子どもの非行・いじめなどについて）（9時～4時 市民相談室 事前18王子少年センターへ電話で予約＝☎042・642・1677）

○不動産相談（不動産取引全般について）（1時30分～4時 市民相談室 電話予約制＝☎724・2102）

★救急当番医（内科系 午後7時～翌朝8時）  
町田慶泉病院 （小川1546-2 ☎795・1668）

☐移動図書館車「そよかぜ号」  
10時20分：小山白山公園、境川住宅管理事務所前、上宿公園  
1時50分：総合体育館駐車場入口  
2時：四つ木橋公園、小山田会館  
3時10分：つくし野セントラルパーク、谷戸クラブ  
3時20分：能ヶ谷いずみ公園

☆町田市フォトサロン1階展示室（～7月4日 「ふたり展」 高砂寿一・益子泰 ㊟ 町田市フォトサロン ☎736・8281 FAX736・0868）

☐高齢者福祉センター送迎バス「長寿号」  
“中町・本町田線” “藤の台・木曾線”

29 水

○法律相談（市民相談室 前週の金曜日に電話で予約）  
○交通事故相談（交通事故に関する様々な問題について）（22日を参照して下さい）

**電話による女性悩みごと相談**  
（家庭・人間関係・女性への暴力）

**☎721・4842** 法律相談有り＝要予約

月・火・木・金・土曜日：午前9時30分～午後4時  
水曜日：午後1時～8時（第三水曜日は除く）  
男女平等推進センター（町田市民フォーラム内）

★救急当番医（内科系 午後7時～翌朝8時）  
町田病院 （木曾東4-21-43 ☎789・0502）

☐移動図書館車「そよかぜ号」  
10時20分：成瀬熊ヶ谷戸公園、鶴川さくら病院  
10時30分：町田荘  
2時：鶴川台緑の里公園、三輪第一住宅前、小山市民センター横  
3時：鶴川駅前五反田公園、三輪沢谷戸かえで公園  
3時20分：小山ヶ丘小学校前


☆市民ホールギャラリー（～7月3日 境川写遊会 第5回写真展 ㊟ 境川写遊会 ☎722・1863）

☐高齢者福祉センター送迎バス「長寿号」  
“図師・桜台線” “市役所・森野線”

30 木

○法律相談（市民相談室 前週の金曜日に電話で予約）  
○母性保健・母乳育児相談（23日を参照して下さい）



**今月の納期は6月30日です**

**市・都民税<1期>** 

★救急当番医（内科系 午後7時～翌朝8時）  
ふれあい町田ホスピタル （小山ヶ丘1-3-8 ☎798・1121）

☐移動図書館車「そよかぜ号」  
1時50分：都営中里橋アパート内公園  
2時：小野路公会堂、小山観音谷戸  
3時：薬師ヶ丘住宅  
3時10分：かしのみ公園  
3時30分：相原中央公園

★町田市障がい者歯科応急診療所＝健康福祉会館内（23日を参照して下さい）

**マナーを守って**  

ペットを飼いましょう